

吉野川市農業委員会総会議事録
(令和6年9月)

1. 開催日時 令和6年9月25日(水)
午後1時30分から午後2時8分まで
2. 開催場所 吉野川市役所 東館2階 221会議室
3. 出席委員 16人
 会長 3番 真相 広也
 会長職務代理者 6番 山口 博史
 副会長 13番 近藤 清夫
 15番 松本 武夫

委員

1番	大塚 春幸	2番	藤本 敏夫	3番	真相 広也	4番	久保さとみ
5番	安部 健司	6番	山口 博史	7番	芝高 敏雄	8番	河野 隆義
9番	南園 恵志	10番	川端 武夫	11番	原田 正昭	12番	藤川 利文
13番	近藤 清	14番	原 博一	15番	松本 武夫	16番	阿部 芳浩
17番	江本 康治	18番	瀬尾 誠悟	19番	大久保光江		

4. 欠席委員 3人(4番 久保さとみ 13番 近藤清 15番 松本武夫)

5. 農地利用最適化推進委員(出席委員 13人)

1区	遠藤予志郎・毛利益三・高野康寛	2区	岸田正幸・山口泰範
3区	石原幸男・河野敏信	4区	篠原隆史・梶川晴雄・天満茂樹
5区	鎌倉英章・杉野利行	6区	住友武司・山尾雅泰・吉田 健
7区	楮山富行・天野宣正		

- 欠席委員 4人(山尾雅泰 吉田健 楮山富行 天野宣正)

6. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
 第2 議第26号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
 第3 議第27号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
 第4 議第28号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 第5 議第29号 農地法の適用を受けない土地の証明願について
 第6 議第30号 農用地利用集積計画の決定について

- 第7 報告事項(1)農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
第8 報告事項(2)農地転用の制限の例外届について
第9 報告事項(3)農地法第18条第6項の規定による通知について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 尾西稔生
局長補佐 原田裕充
事務主任 西岡りさ

8. 議事進行

事務局 　ただ今から、令和6年9月吉野川市農業委員会総会を開会致します。

　本日は、4番 久保委員、13番 近藤委員、15番 松本委員から、欠席する旨の連絡がありましたのでご報告いたします。本日の出席委員は、19名中16名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項の定足数に達しておりますので、会議は成立しておりますことをご報告いたします。

　また、農地利用最適化推進委員13名にも出席いただいております。

　それでは、吉野川市農業委員会総会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は、真相会長をお願い致します。

会 長 　(会長挨拶)

議 長 　まず最初に、吉野川市農業委員会総会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員の選任ですが、議長の私から指名させていただくことにご異議はございませんか。

　(異議なしとの声)

議 長 　異議なしということでございますので、11番、原田委員、12番、藤川委員に、議事録署名をお願い致します。

　本日の定例会に出ております議案は、
議第26号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議第27号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議第28号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議第29号 農地法の適用を受けない土地の証明願について
議第30号 農用地利用集積計画の決定について
報告事項(1) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
報告事項(2) 農地転用の制限の例外届について
報告事項(3) 農地法第18条第6項の規定による通知について
でございます。

- 議 長 議案の審議については、慎重審議で、スムーズに議事進行が出来ますよう、ご協力をお願い致します。
なお、本総会は、3条、4条及び5条については、議事運営協議のとおり、各委員担当案件ごとに、一括審議を行います。特段の意見がある議案番号のみの意見の発言にとどめてください。よろしく
お願い致します。
- 議 長 それでは、議第26号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。この議案につきましては会長許可で
ございます。
- 議 長 まず最初に、議第26号1番及び2番の売買による所有権移転に
ついてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案書1項をご覧ください。1番でございます。位置図について
は、資料1です。
申請地の所在は鴨島町敷地字桜窪で、地目は台帳、現況共に畑、
面積は634㎡です。
譲渡人は、市外在住のため、農地の管理が困難で、隣接地に住む
譲受人に売却することになりました。
譲受人は、申請地で自家消費用の野菜を作付けするとのことです。
- 続きまして2番でございます。位置図は資料2です。
申請地の所在は鴨島町西麻植字大東で、地目は台帳が畑、現況が
田、面積は1,344㎡です。
譲渡人は、農業経験がなく、申請地を長年貸していた譲受人に譲
渡することになりました。譲受人は、これまでどおり米作りを続け
ていくそうです。
- 1番、2番とも農地法第3条第2項各号には該当しないため、農
地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要
関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしく
お願い致します。
- 議 長 ただ今の説明に関連して、担当委員であります、8番、河野委員
の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
- 8番 8番、河野です。申請内容等につきましては、ただいま事務局か
ら説明があったとおりでございます。23日に、申請者宅を訪問し
てきました。2件とも特に問題はないかと思われまます。ご審議の程、
よろしく
お願い致します。
- 議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました議第26
号1番及び2番の売買による所有権移転につきましては、許可要件
を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆
さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。
議第26号1番及び2番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第26号1番及び2番
につきましては、許可することに決定いたしました。

議 長 続きまして、3番の売買による所有権移転についてでございます。
それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 3番でございます。位置図については、資料3です。
申請地の所在は鴨島町西麻植字江川で、地目は台帳、現況共に田、
面積は1,083㎡です。
譲渡人は、申請地を相続しましたが、管理に苦慮し、この度、譲
受人に譲渡することになりました。
譲受人は、申請地でレモンを育てるそうです。
農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の
許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付
されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 ただ今の説明に関連して、担当委員であります、18番、瀬尾委
員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

18番 18番、瀬尾です。ただいま事務局から説明があったとおりで、
本人からは購入後は果樹を栽培されるのとのこと。ご審議の程、
よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました議第26
号3番の売買による所有権移転につきましては、許可要件を全て満
たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご
質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。
議第26号3番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第26号3番についま
しては、許可することに決定いたしました。

議 長 続きまして、4番の売買による所有権移転についてでございます。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局

4番でございます。位置図については、資料4です。
申請地の所在は川島町学字北久保で、地目は台帳が田、現況が畑、面積は486㎡です。
譲渡人は、県外在住のため、農地の管理が困難で、申請地近くに住んでおり、親類関係にある譲受人へ譲り渡すことになりました。
譲受人は、申請地に水稻を作付け予定です。
農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長

ただ今の説明に関連して、担当委員であります19番、大久保委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

19番

19番、大久保です。ただいま事務局から説明があったとおりでございます。申請地は譲受人宅の隣地であるので耕作もしやすいですし、所有者は県外在住ですので問題ないと思います。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長

ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました議第26号4番の売買による所有権移転につきましては、許可要件を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議長

質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第26号4番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議長

異議なしということでございますので、議第26号4番につきましては、許可することに決定いたしました。

議長

続きまして、5番の売買による所有権移転についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局

5番でございます。位置図については、資料5です。
申請地の所在は川島町学字吉本で、地目は台帳、現況共に田、面積は398㎡です。
譲渡人は、県外へ引っ越し、申請地の管理が困難になるため、譲受人へ売却することになったようです。
譲受人は、農地所有適格法人で、これまでも農地を取得していますが、耕作実績に乏しく、雑草が生い茂り、荒廃している農地もありました。現在も取得以来作付けがされず放置されている農地が複数あります。農地法第3条第2項第1号に規定される、権利を持

つ農地を全て効率的に耕作する全部効率利用要件を満たしているとは言えない状態です。

所有農地の中で作付けされてない土地について、今後の耕作予定を尋ねましたところ、一部で来月10月にほうれん草の播種、来年3月以降にほうれん草、インゲン、シキミ、レモンの作付け予定との回答を得ています。

説明は以上です。

議長 　ただ今の説明に関連して、担当委員であります19番、大久保委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

19番 　19番、大久保です。いま、事務局から説明があったとおりで、全ての所有農地について今後の作付計画が提示されたようですが、農地取得時にも耕作予定はあったのに現在まで放置してきたわけですから、今回の申請については保留とし、本当に計画どおり耕作するのか、来月に一部でほうれん草の播種ということですので、農地取得の許可については、それを確認してからにした方がいいように思います。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長 　ただ今、説明がございました議第26号5番の売買による所有権移転につきましては、許可要件を満たしていると言えないため、担当委員から保留としてはどうかと意見が出ました。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議長 　質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第26号5番について保留とすることに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議長 　異議なしということでございますので、議第26号5番につきましては、保留とすることに決定いたしました。

議長 　続きまして、6番の売買による所有権移転及び7番の贈与による所有権移転についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 　6番でございます。3筆ございまして、議案書1頁から2頁にかけてになります。位置図については、資料6です。

申請地の所在は山川町諏訪で、地目は議案書記載のとおりで、合計面積は1,164㎡です。

譲渡人は、営農を縮小しており、申請地を隣に住む譲受人に譲り渡すことになりました。

譲受人は、家族とともに自家消費用の水稻と野菜を作付け予定です。

事務局

続いて、7番でございます。6筆でございます。位置図は資料7になります。

申請地の所在は美郷字倉羅で、地目は台帳、現況共に畑、合計面積は3,350㎡です。

この申請は、譲渡人から子である譲受人への農地の贈与になります。譲受人は、母と共に申請地でスタチや野菜を作っていくそうです。

6番、7番とも、農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長

ただ今の説明に関連して、担当委員であります、10番、川端委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

10番

10番、川端です。いま、事務局から説明があったとおりでございますが、補足説明をさせていただきます。6番については譲受人が20年以上申請地を耕作しており、購入後も引き続き耕作していくとのことなので何も問題ないと思います。7番については、譲受人宅は申請地から少し離れていますが、現状も申請地で農業を手伝っているようなので問題はないと思います。以上です。

議長

ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました議第26号6番の売買による所有権移転及び7番の贈与による所有権移転につきましては、許可要件を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議長

質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第26号6番及び7番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議長

異議なしということでございますので、議第26号6番及び7番につきましては、許可することに決定いたしました。

議長

続きまして、8番の贈与による所有権移転についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局

8番でございます。5筆あります。議案書2頁から3頁にかけてになります。位置図については、資料8、9、10です。

申請地の所在は山川町井上と山川町川田で、地目は台帳、現況共に4筆は田、1筆は畑、合計面積は1,970㎡です。

この申請も、先ほどと同様に譲渡人から子である譲受人への農地

の贈与になります。譲受人は、譲渡人である父と共に申請地で自家消費用の水稲や野菜を作っていくそうです。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長 　ただ今の説明に関連して、担当委員であります、3番、真相委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

3番 　3番、真相です。いま、事務局から説明があったとおりで、問題ないと思いますので、ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長 　ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました議第26号8番の贈与による所有権移転につきましては、許可要件を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

（質疑なしとの声）

議長 　質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第26号8番について許可することに、ご異議ございませんか。

（異議なしとの声）

議長 　異議なしということでございますので、議第26号8番につきましては、許可することに決定いたしました。

議長 　続きまして、議第27号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてでございます。この議案につきましては、会長許可でございます。

議長 　それでは、1番の駐車場のための転用申請でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 　議案書4頁をご覧ください。
1番でございます。2筆ございます。位置図については資料11です。
申請地の所在は、鴨島町山路字檜原で、地目は、台帳、現況ともに1筆は田、もう1筆は畑、転用面積は2,105㎡のうちの738.08㎡でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の、第2種農地でございます。
申請地は、農地ではありますが、転用許可を得ることなく、一部が整地され駐車場として利用されています。
以前に農地の一部を転用して自宅を建築したが、その時に申請地も手続きが終わっていると思い込み、結果として違法利用する状態となってしまったこと、今後このようなことがないように十分注意することが記された始末書が提出されています。

転用の概要は、自らの車と経営する会社の事業用車両の駐車場にするため、不陸整正後に転圧し碎石を入れて仕上げており、給排水はなく、雨水は地下浸透させていますので、周辺の農地への影響は転用前と変わらないと考えられます。

その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、追認やむを得ないと思われます。

以上、ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長 続きまして、担当委員であります、11番、原田委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願い致します。

11番 11番、原田です。申請内容につきましては、事務局から説明があったとおりでございます。無断転用ということですが、申請者も始末書のとおり反省もしており、申請地は自宅の周辺ということで周りの農地に影響はないものと考えています。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました、1番の駐車場のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第27号1番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第27号1番につきましては許可することに決定いたしました。

議 長 続きまして、議第28号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてでございます。この議案につきましては、会長許可でございます。

議 長 それでは、1番の賃貸借権の設定による駐車場のための転用申請でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 議案書5頁をご覧ください。

1番でございます。位置図については資料12です。

申請地の所在は、鴨島町喜来字乗島で、地目は、台帳、現況ともに田、面積は2,040㎡のうち248㎡でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の、第2種農地でございます。

申請地は、農地ではありますが、転用許可を得ることなく、一部が整地され駐車場として利用されています。

所有者の家族は申請地の隣地で食品加工会社を営んでいます、会社の敷地が狭く、安全性の問題から同敷地内の車両を別の場所に

駐車したいと経営者である父親から相談を受け、農地法をよく理解していなかったため、申請地の一部を駐車場に無断で転用してしまったとのことで、反省の意を記した始末書が申請地所有者から提出されています。

今回の申請内容は、所有者の農地の一部を父が経営する法人に賃貸し、来客及び従業員用の駐車場に転用するものです。

転用の内容は、農地との境界にコンクリート擁壁を設け、上土を5cm程度削り、碎石を入れ、締め固めて高さを合わせます。給排水はなく、雨水は地下浸透させるので周辺農地に影響は無いと思われまます。以上、ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長 続きまして、担当委員であります、1番、大塚委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

1 番 1番、大塚です。内容については、事務局から説明があったとおりでございます。先日の現地確認時に申請地に既に車が数台駐車されており、申請者と話をすると、農地法をよく理解しておらず、今回の申請書の提出によって直ぐに駐車場として使用できると思っていたとのことで、使用できるのは許可が下りてからだと言明しますと、知らなかったとは言え申し訳なかったとのことでした。事業所の敷地が狭く駐車場が不足しているのはわかるのですが、無断での転用と始末書提出後も駐車を続けていることを受けて、当面、駐車場としての利用を控えてもらい、状況を確認して来月以降に許可の判断をしてはどうかと思います。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、1番の賃貸借権の設定による駐車場のための転用申請につきまして、担当委員から保留としてはどうかと意見が出ました。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第28号1番について保留とすることに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第28号1番につきましては保留とすることに決定いたしました。

議 長 続きまして、議第29号、農地法の適用を受けない土地の証明願について、でございます。

1番の非農地証明願について事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議第29号農地法の適用を受けない土地の証明願についてご説明致します。議案書の6頁をご覧ください。

従前は農地であった土地で、現在の土地の状況が農地とは認めら

れない状態にあるもののうち、一定の要件を満たすものについては農業委員会から非農地証明書の交付を受けることができます。

それでは、1番でございます。位置図については資料13です。

所在は、鴨島町飯尾字宮ノ前原緑、地目は台帳が畑、現況が宅地で、面積は153㎡でございます。

申請地は、宅地の一部として以前から利用されており、固定資産税の課税状況により20年以上前から非農地であると確認できたこと、また、現況を考えると農地行政上支障がないと認められるため、非農地証明書の交付基準に適合していると判断されます。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長 　ただ今の説明に関連して、担当委員であります、8番、河野委員の方から、補足説明をお願いします。

8番 　8番、河野です。内容については、事務局から説明があったとおりでございます。この土地につきましては、住居新築当時から現在のような状況で、住居の敷地の一部として50年来利用されてきていますので、やむを得ないかと思われます。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長 　ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました、議第29号1番の、非農地証明願につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

（質疑なしとの声）

議長 　質疑がないようでございますので、採決を致します。議第29号1番について許可することに、ご異議ございませんか。

（異議なしとの声）

議長 　異議なしということでございますので、議第29号1番につきましては許可することに決定いたしました。

議長 　次に、議第30号 農用地利用集積計画の決定についてを、議題と致します。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 　議案書は7頁から12頁になります。議第30号農用地利用集積計画の決定についてご説明致します。農用地利用集積計画の決定については、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、令和6年9月17日付け6吉農林第283号で吉野川市長から諮問があったものでございます。

今回の農用地利用集積計画につきましては、利用権設定新規が30件52筆34,485㎡でございます。

以上でございます。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長 　ただ今、議第30号について事務局より説明がありましたが、委

員の皆さん、ご質問、ご意見はございませんか。

(質疑なしとの声)

議長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。
議第30号 農用地利用集積計画の決定について、承認することに、
ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議長 異議なしということでございますので、議第30号につきましては、承認されました。

議長 次に、
報告事項(1)農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
報告事項(2)農地転用の制限の例外届について
報告事項(3)農地法第18条第6項の規定による通知について
事務局より報告を求めます。

事務局 ○報告事項(1)農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、をご報告致します。

この件につきましては、市街化区域内の農地または採草放牧地について、転用目的で権利を設定し、または移動する場合にはあらかじめ農業委員会へ届け出なければならないこととなっています。

議案書の13頁をご覧ください。1番でございます。2筆ございます。位置図については、資料14です。

届出地の所在は、鴨島町鴨島字殿郷、地目は、台帳、現況共に1筆が畑、もう1筆が田、合計面積は650㎡でございます。宅地分譲のために転用することと、令和6年8月29日に届出があり、同日で受理、令和6年9月5日にその旨を通知しました。

○報告事項(2)農地転用の制限の例外届について、をご報告致します。

議案書の14頁をご覧ください。1番でございます。届出のあった土地の所在は山川町諏訪で、位置図については、資料6です。こちらは、農地法第4条第1項第8号に基づく同法施行規則第29条第1項第1号による、農業用倉庫への転用届出でございます。転用面積は505㎡のうち46㎡です。令和6年9月2日付けで、これを受理致しました。

○報告事項(3)農地法第18条第6項の規定による通知について、ご報告致します。

議案書の15頁をご覧ください。

今回ご報告致します件数は、利用権設定の賃貸借権の合意解約が1件1筆でございます。

以上でございます。

議 長 報告事項（１）から（３）につきましては、報告事項ですので、
了承いたします。
最後に、その他について、事務局の報告を求めます。

事務局 ○農業委員・農地利用最適化推進委員ブロック別研修会について
○農地見回り用の活動記録簿について

議 長 それでは、本総会の議案の審議については、全てが終了しました。
委員皆様のご協力を持ちまして、スムーズに議事進行が出来まし
たことを感謝申し上げます。

以上をもちまして今月の総会を閉会といたします。

閉 会 （終了時刻 午後２時８分）

以上、会議の顛末を記載し相違ないことを証明するために、署名する。

令和 年 月 日

議 長

議事録署名者

議事録署名者

議事録調整書記